令和９年度
保育所・保育園
入園・利用のご案内

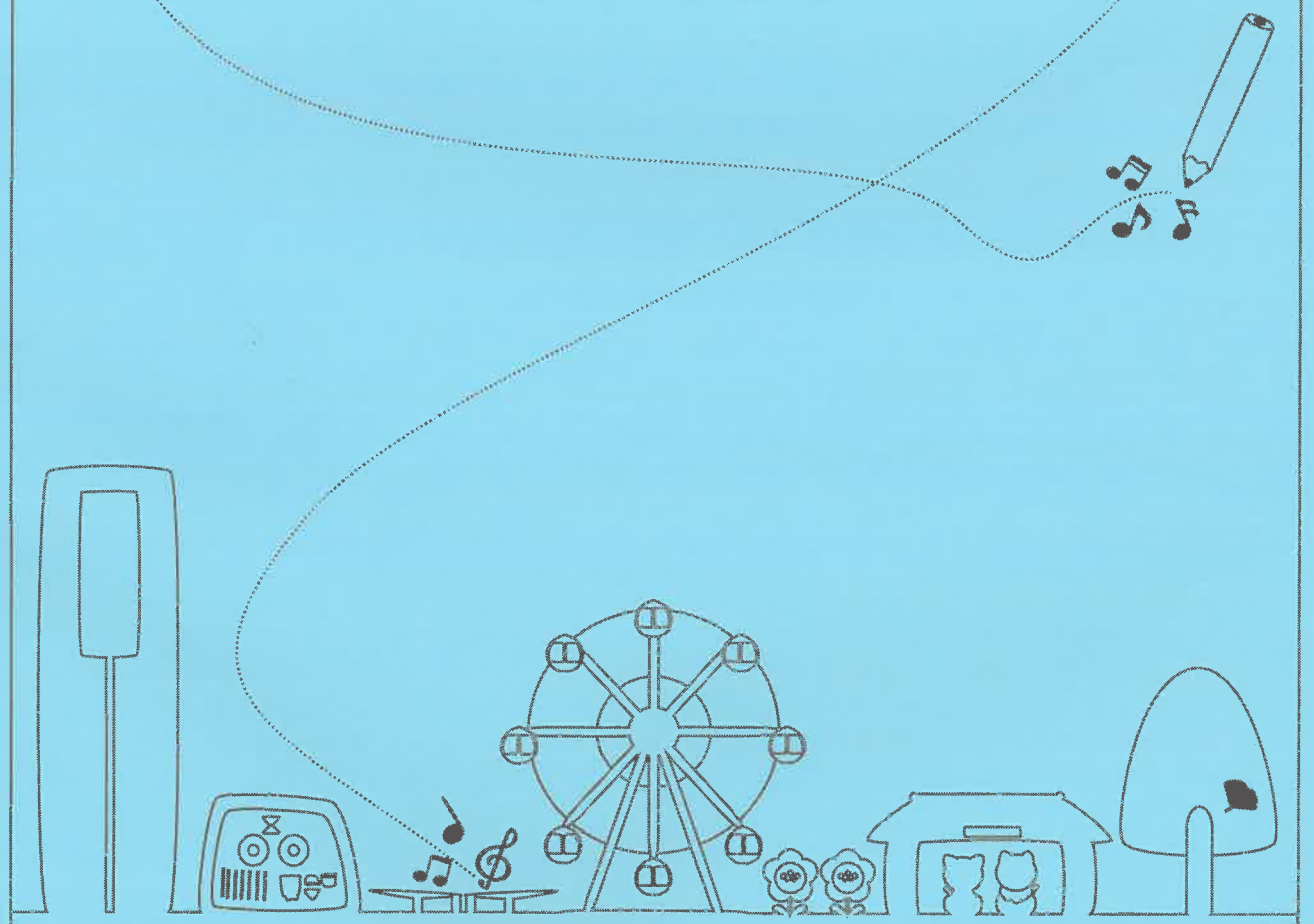

【お問い合わせ】
〒３１２－８５０１
茨城県ひたちなか市東石川２丁目１０番１号
☎０２９－２７３－１９６４（直通）
ひたちなか市　幼児保育課

もくじ

はじめに，お申込みの前にまず見学を　P1

アレルギーや疾病・障害のある児童のお申込みをされる方へ　P1

認可保育所（園）入所資格　P2

教育・保育給付認定，保育必要量，保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）　P3

令和９年度　認可保育所（園）入所受付について　P4

申込場所，申込方法，入所の申込受付期間（令和９年５月～令和１０年３月入所）　P5

認可保育所（園）入所申込みから入所までの流れ　P6

お申込みの前に必ずお読みください　P7

お申込みに必要なもの　P8

利用調整（入所審査）について　P10

ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和９年４月現在）　P11

広域入所の手続き　P14

保育料について　P15

令和９年度保育料徴収基準額表　P16

副食費免除について（３歳児クラス以上）　P17

入所後の諸手続き　P18

ひたちなか市の保育所（園）一覧　P20

保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧　P24

その他の保育サービス等のご案内　P26

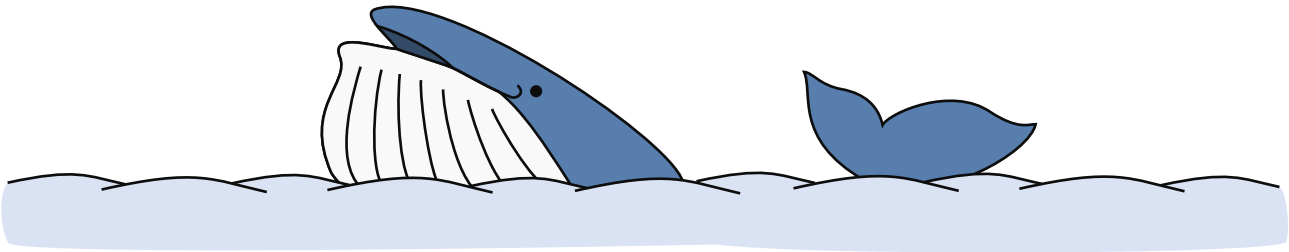

はじめに

保育所（園）は，保護者の就労や病気などのために家庭で保育することができない児童を，保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり,「集団生活に慣れさせる」,「下の子に手がかかる」などの理由で保育所（園）に入所することはできません。

お申込みの前にまず見学を

保育所（園）は，児童が多くの時間を過ごす場所であり，児童の命を預ける大切な場所です。お申込みの前に，児童を連れて必ず見学しましょう。

見学は，事前予約が必要です。園によっては見学日が決まっている場合や行事等により対応できない日もありますので，各保育所（園）にご確認ください。

第一希望の保育所（園）だけでなく，希望するすべての施設の見学を入所申込みの前に済ませておくことをおすすめします。見学の際は，下記のポイントをチェックしましょう。

- 保育方針は児童に合っていますか？
- 施設の環境や保育者の対応は見ましたか？
- 送迎の時間は間に合いますか？
- 給食の内容や行事，入所の際に準備するものは確認しましたか？

見学は，直接園の先生に不安なことや疑問を確認することができる良い機会ですので，遠慮せずにお話しましょう。

アレルギーや疾病・障害のある児童のお申込みをされる方へ

児童にアレルギーや疾病・障害があり，特別な配慮が必要な場合は，園で安全に保育できるよう，入所前に体制を整える必要があるため，見学の際には児童を連れて直接園の先生にご相談ください。（医療的ケアが必要な場合は，見学の前に市幼児保育課にご連絡ください。）

また，医師から「疾病等があっても集団生活においての特別な配慮は必要ない」と診断されている場合でも，必ず園にご相談ください。

その他，児童の発達状況など気になる点がある場合や，すでに関係機関に相談をしている場合も，入所前に相談されることをおすすめします。

見学をしていなくても入所の申込みをすることができるため，入所が決定する場合がありますが，健康診断や面談を行った結果，安全に保育する体制が整わない場合には入所できないことがあります。翌月の審査を希望する場合は,「次回審査の連絡票」をご提出ください。

児童の状況等で，入所に関して不安や心配なことがありましたら，市幼児保育課にご相談ください。

認可保育所（園）入所資格

保育所（園）に入所できる児童は，ひたちなか市に住所があり，保護者が下記の事由及び入所資格に該当し，かつ保護者以外の家族も児童を保育できない場合に限ります。

保育が必要な事由	入　所　資　格	利　用　期　間
就　　労	月６４時間以上就労している方に限ります。（通勤時間は含みません。） **※産前産後期間中の方は就労を理由とする入所はできません。** **※育児休業中の方は育児休業復帰を前提とするお申込みとなります。入所月の翌月 15 日までに復職が必要です。** **※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない(県基準最低賃金未満)労働や，家業の手伝い，自家用の農業，ボランティア活動等，生計に寄与しないものは認められません。**	保護者が就労している期間 （退職日の属する月の末日まで）
妊娠，出産	出産の前後である場合。 **※右記利用期間中は就労理由等による入所はできません。** **※妊娠出産の理由による入所の方は，期間終了後に退所になります。**	出産予定月を含む産前２か月から産後２か月（最長４か月）
保護者の疾病等	保護者の疾病や負傷，心身の障害により児童を保育できない場合。	通院・入院等の治療や支援を要する期間
病人の看護等	家庭内外に長期にわたる療養が必要な方や，心身に障害のある方がいるため，保護者が常に看護等にあたっている場合。	被看護（介護）者が看護（介護）を要する期間
災害復旧	火災，風水害又は地震などで被災し，その復旧作業を行っている場合。	復旧作業に要する期間
求職活動（起業準備を含む）	求職活動や起業準備などを行っている場合。 派遣会社に登録している方で就労先が決まっていない場合。 **※求職活動の理由による入所の方は，期間終了後に退所になります。継続した入所には最終月の 10 日までに就労証明書等の提出が必要です。**	新規入所の場合，利用開始日から３か月間
就　　学	就労の条件に準じます。 **※職業訓練校等における職業訓練を含みますが，通信等による自宅での資格取得等は認められません。**	保護者が就学している期間（卒業・修了日の属する月の末日まで）
そ　の　他	上記以外の事由により児童を保育できない場合は，市幼児保育課までご相談ください。	

教育・保育給付認定

保育所（園）の利用を希望する場合は，利用のための認定を受ける必要があります。
認定には，次の二つの区分があります。

認定区分	対象児童
２号認定	満３歳以上の児童
３号認定	満３歳未満の児童

保育必要量

保育が必要な事由に応じて，利用できる時間が次のとおり区分されます。

区分	保育時間（利用できる上限）
保育標準時間	保育所（園）が設定する１日の利用時間帯の中で，最大１１時間
保育短時間	保育所（園）が設定する１日の利用時間帯の中で，最大８時間

※認定を受けた方は，保育標準時間・保育短時間それぞれの利用できる範囲の中で，保育が必要な時間に応じて施設をご利用いただくことになります。
※求職活動や育児休業中（育児休業開始日の属する月の翌月から）は，短時間認定になります。
※利用時間は各保育所（園）の指示に従ってください。

保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）

保育所（園）でのクラスは，４月１日時点の年齢で決定されます。

	生年月日	クラス
令和９年度 クラス対応表 ※令和９年４月１日時点の年齢でクラス分け	令和３年４月２日～令和４年４月１日 （2021 年４月２日～2022 年４月１日生）	５歳児クラス （年長クラス）
	令和４年４月２日～令和５年４月１日 （2022 年４月２日生～2023 年４月１日生）	４歳児クラス （年中クラス）
	令和５年４月２日～令和６年４月１日 （2023 年４月２日生～2024 年４月１日生）	３歳児クラス （年少クラス）
	令和６年４月２日～令和７年４月１日 （2024 年４月２日生～2025 年４月１日生）	２歳児クラス
	令和７年４月２日～令和８年４月１日 （2025 年４月２日生～2026 年４月１日生）	１歳児クラス
	令和８年４月２日～ （2026 年４月２日生～）	０歳児クラス

令和９年度　認可保育所（園）入所受付について

令和９年４月入所

●本受付

受付期間	令和８年１１月　２日（月）から令和８年１１月２０日（金）まで （土・日・祝日を除く）
受入見込人数公開	令和８年１１月　６日（金）午後５時以降 ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和９年　１月１８日（月）発送予定

●二次受付

本受付で入所保留になった方と，二次受付から新規で申し込んだ方が審査の対象になります。

受付期間	令和９年　１月１８日（月）から令和９年　１月２９日（金）まで （土・日を除く）
受入見込人数公開	令和９年　１月１５日（金）午後５時以降 ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	令和９年　２月１９日（金）発送予定

＜注意事項＞

※４月入所の申込結果のみ，事務処理の関係上，通知が届くまでに１か月以上かかります。

※二次受付は本受付終了後，保育所（園）の受入人数に空きがある場合のみ実施します。

※令和８年度内に入所待ちをしている方や令和８年度１２月～３月入所希望の方は，年度末までに入所が決まらない場合があるため，各月の入所申込みとあわせて４月入所の申込みを行うことが可能です。（令和８年度入所については，令和８年度の案内をご参照ください。）

※本受付で入所保留になった場合は，「施設利用保留通知書」と「二次審査の連絡票」が届きます。本受付時と二次受付時で家庭状況や希望園に変更がある場合には「二次審査の連絡票」を記載の上，提出する必要があります。

令和９年５月～令和１０年３月入所

受付期間	入所希望月の前々月の１１日から入所希望月の前月の１０日まで （土・日・祝日を除く） ※各月の受付期間は P.5 参照
受入見込人数公開	毎月５日　午後５時以降 （５日が休日の場合は次の開庁日） ※市ホームページ及び市幼児保育課窓口にて公開
結果通知（郵送）	入所希望月の前月２０日頃　発送

受付期間を過ぎた場合は，追加書類なども含め受付できません。期日に余裕をもってお申込みください。

申込場所

ひたちなか市役所　第３分庁舎１階　幼児保育課
ひたちなか市役所那珂湊支所　保険福祉担当窓口
午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日を除く）

▼市ウェブサイトは
こちらから
（電子申請が可能です）

申込方法

以下のいずれかの方法でお申込みください。

・窓口申請（申込書持参）
・電子申請（マイナンバーカードでのログインが必要です）
※広域入所の申込みは窓口申請となります。

上記の申請が難しい場合は，市幼児保育課にご相談ください。

入所の申込受付期間（令和９年５月～令和１０年３月入所）

※令和９年４月入所はP.４参照

令和９年	５月入所	令和９年３月１１日（木）	から	令和９年４月１２日（月）	まで
	６月入所	令和９年４月１３日（火）	から	令和９年５月１０日（月）	まで
	７月入所	令和９年５月１１日（火）	から	令和９年６月１０日（木）	まで
	８月入所	令和９年６月１１日（金）	から	令和９年７月１２日（月）	まで
	９月入所	令和９年７月１３日（火）	から	令和９年８月１０日（火）	まで
	１０月入所	令和９年８月１２日（木）	から	令和９年９月１０日（金）	まで
	１１月入所	令和９年９月１３日（月）	から	令和９年１０月１２日（火）	まで
	１２月入所	令和９年１０月１３日（水）	から	令和９年１１月１０日（水）	まで
令和10年	１月入所	令和９年１１月１１日（木）	から	令和９年１２月１０日（金）	まで
	２月入所	令和９年１２月１３日（月）	から	令和１０年１月１１日（火）	まで
	３月入所	令和１０年１月１２日（水）	から	令和１０年２月１０日（木）	まで

育児休業明けに伴う職場復帰日や，就労を開始する日が月の１５日までになる方については，慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して，職場復帰月又は就労開始月の前月から申込みができます。
入所が決まり，入所月の翌月の１５日までに復帰又は就労開始が確認できない場合は，入所は取り消しになりますのでご注意ください。

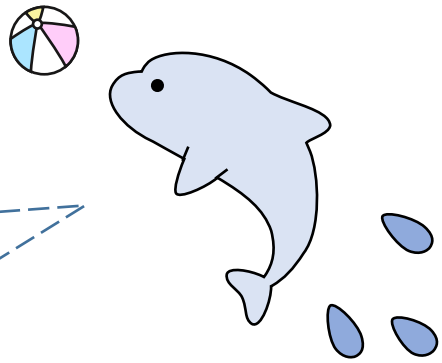

認可保育所（園）入所申込みから入所までの流れ

入所申込みの事前準備
施設見学や申込書の準備

保育所（園）の受入見込人数は
毎月５日（５日が休日の場合は次の開庁日）
午後５時以降に市ホームページにて公開

入所申込書の提出
締切りは入所希望月の**前月１０日**までです。（１０日が休日の場合は次の開庁日まで）
（４月入所のみ別規定日，P.４参照）

教育・保育給付認定
認可保育所（園）を利用する資格があるかどうかを審査します。
審査の結果，入所の資格がないと判断された場合は，利用調整（入所審査）を行うことはできません。

利用調整（入所審査）
入所選考基準（P.１０～１３参照）に基づき，優先度を決めます。優先度の高い児童から順に入所先を決定していきます。
※申込みの順番や入所待ちの期間によって，審査結果が変わることはありません。
※保育所（園）の空き状況や申請書の内容等により，入所の可否を審査・判断します。

結果発送
毎月２０日頃に郵送で通知します。
（４月入所のみ別規定日，P.４参照）

審査結果は個人情報になりますので，電話ではお答えできません。
※発送日であり，通知が届く日ではありません。

入所が決定した場合
「施設利用承諾通知書」が届きます。
※園からも連絡が入ります。面談等，入所の準備をすすめてください。

入所（翌月１日から）
慣らし保育が始まります。園によって期間は異なりますが，おおよそ１～３週間です。
※入所後の園での生活や預け方等に関しては，施設長の指示に従ってください。

入所保留になった場合
「施設利用保留通知書」と「次回審査の連絡票」が届きます。
翌月の審査を希望する場合は，「次回審査の連絡票」をご提出ください。提出がない場合，翌月の審査は行いません。
※翌月以降，年度末までに入所が決まらない場合がありますので，認可外保育施設等のご利用も併せてご検討ください。（P.２６参照）

入所を辞退する場合
入所が決定した場合に送付される「今後の手続き等のご案内」に記載された辞退可能期間内に，認定証と施設利用承諾通知書を持参のうえ，市幼児保育課へ申し出てください。期間を過ぎてから辞退を申し出た場合は，入所していなくても１か月分の保育料をお支払いいただきます。
また，一度辞退した保育所（園）は，同一年度内の審査において再度入所を希望することはできません。

お申込みの前に必ずお読みください

【申請書類が間に合わない方】

申請書類が全てそろわない場合でも，入所申込みをすることは可能です。ただし，提出された書類のみで審査をしますので，優先度が下がる場合があります。（就労をしている事実があっても，就労証明書が締切りまでに提出されない場合は「求職活動」として審査します。）

受付期間を過ぎてから追加提出した場合，翌月の審査より適用になります。

【育児休業明けによる職場復帰の方】

育児休業明けに伴う職場復帰日が月の１５日までになる方については，慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して，復帰月の前月から申込みができます。

《例》令和９年５月１５日までに復帰の方：４月入所の申込可

令和９年５月１６日以降に復帰の方：４月入所の申込不可⇒５月入所より申込可

なお，入所が決定した場合でも，育児休業中又は終了後に復職せずに退職（転職含む）した場合や，入所月の翌月の１５日までに復職が確認できない場合は，決定取り消し又は退所になります。（復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。）

入所後は，入所月の翌月の 25 日までに復職証明書の提出が必要です。（復職証明書は，入所決定通知に同封して送付します。）

【育児休業の延長手続きをされる方】

就労先で育児休業の延長手続きをされる際，入所申込書一式のコピーや「施設利用保留通知書」が必要となる場合があります。一度市に提出した入所申込書一式は返却をすることができませんので，提出前に忘れずにコピーをお取りください。また，施設利用保留通知書は，その月の入所申込みをした方，かつ利用調整（入所審査）の結果，入所保留になった方のみに通知するものです。入所決定後に入所を辞退した方やその月に入所申込みをしなかった方に交付することはできません。

育児休業の復帰・延長については就労先へ，各種給付等については管轄のハローワークへ事前にご確認ください。

※すでに兄姉が在園していて，下の子の出産により育児休業を取得している場合，兄姉の在園が認められる期間は育児休業対象児童が１歳になった年の年度末までです。
この場合の在園とは，「就労」「保護者の疾病」「病人の看護」「災害復旧」「求職活動」「就学」の理由による保育の利用をさします。

※保護者が，育児休業対象児童が１歳になる年の年度末の翌々月の１５日までに職場復帰しない場合は，家庭保育が可能とみなし，退所になりますので，育児休業の延長を検討される際にはご注意ください。

【妊娠・出産により保育の利用をされる方】

在園できる期間は，出産予定月を含む産前２か月から産後２か月までです。期間終了後は退所になります。また，妊娠・出産の期間中の方は就労等の事由での申込みはできません。

【出生前の児童の申込みをされる方】

４月入所の申込みに限り，出生前の児童の申請を受け付けています。

申込可能な出生前児童は，令和９年４月１日時点で生後５７日以降の児童（令和９年２月３日までに出生予定の児童）に限ります。申込書の記入方法等につきましては，市幼児保育課までお問い合わせください。

お申込みに必要なもの（児童一人につき一式必要です）

【全員必要なもの（市ホームページでダウンロード可）】

①	教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
②	家庭状況申立書兼調査票
③	保護者が保育できない状況を証明する書類（**両親分**）※下記参照
④	児童状況調査票
⑤	保育利用に関する確認票及び同意書
⑥*	児童本人・両親分のマイナンバーカード又は個人番号がわかる書類
⑦*	保護者又は代理で申請する方の本人確認書類（顔写真付き）

*⑥⑦は，申込書提出の際に持参してください。

③の書類
兄弟姉妹で手続する場合，原本１部とコピーで対応することも可能です。ご提出の前にご自身でコピーをお願いします。
※提出された書類は返却できません。

⑥の書類：個人番号がわかる書類
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し

保護者の状況	提出書類	注意事項
就労	企業等にお勤めの方 ・就労証明書	・就労先が作成した就労証明書が必要です。 ・提出日時点で作成日から３か月以内のものが有効となります。 [育児休業明けの方] 就労証明書の育児休業の取得期間を必ず記入してください。 [就労予定の方]　就労開始後，再度就労証明書の提出が必要です。
	自営業，農業，業務委託の方 ・就労証明書 ・事業内容又は店舗の運営を確認できる書類	・自営業等を営む方の就労証明書は本人が作成してください。 ・自営業協力者の方の就労証明書は自営業主の方が作成します。 ・事業内容等を確認できる書類について，詳しくは9ページをご覧ください。
	内職の方 ・就労証明書 ・発注伝票，賃金明細等	・内職の方の就労証明書は本人が作成してください。
妊娠・出産	・妊娠証明書 又は母子手帳のコピー	・期間は産前月・出産予定月・産後２か月の４か月間になります。 ・母子手帳のコピーは「表紙」と「出産予定日記載ページ」が必要です。 ・就労等での利用には別途新規申し込みが必要です。
保護者の疾病等	疾病等による療養が必要な方 ・診断書（原本） 心身の障害がある方 ・各種手帳のコピー	・診断書は作成日から１か月以内のものが必要です。 ・療養を要する期間及び療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。 ・各種手帳とは身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，介護保険証(認定済)をいいます。
病人の看護等	・介護・看護状況申告書 ・看護が必要な方の診断書（原本） 又は各種手帳のコピー	・診断書は作成日から１か月以内のものが必要です。 ・各種手帳とは身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，介護保険証(認定済)をいいます。
求職活動起業準備	・求職活動等状況申告書	・ハローワークに登録している方は受付票のコピーを添付してください。 ・利用期間（３か月）経過後も継続して入所する際は最終月の１０日までに保護者が保育できない状況を証明する書類の提出が必要です。
就学	・在学証明書 ・カリキュラム等	・カリキュラム等は，授業・講習時間と保護者の方が履修する科目や教科の名称が記載されているものが必要です。（時間割のみは不可）

※保護者が保育できない状況を証明する書類の提出がない場合は，「求職活動」として審査します。

※提出した書類の内容について，就労先等へ電話や訪問などにより確認する場合があります。また，書類の記載が不十分な場合，再提出又は追加提出を求めることがあります。

【自営業，農業，業務委託の方】

事業内容又は店舗の運営を確認できる書類をご提出ください。

就労証明書の「雇用の形態」が自営業主，自営業専従者，家族従業者，業務委託の方が対象です。下表の書類をご用意ください。

提出された書類によって，利用調整（入所審査）の優先順位が変わることはありません。

<table>
<tr><th>雇用形態</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr>
<tr><td>自営業主
（個人事業主）
※農業，業務委託を含む</td><td rowspan="2">・確定申告書</td><td>・開業届
・営業許可証</td><td>・請求書，納品書
・領収書
・仕入れ伝票</td><td rowspan="2">・事務所又は店舗のパンフレット
・ホームページのコピー
・チラシ，名刺　　など</td></tr>
<tr><td>自営業専従者
家族従業者
※農業，業務委託を含む</td><td>・青色事業専従者給与に関する届出書
・源泉徴収票
・給与支払報告書</td><td>・給与支払い明細書
（雇用主が発行）
・給与が振り込まれた通帳のコピー</td></tr>
</table>

・就労証明書に記載された本人氏名が確認できる書類をご提出ください。
・提出が望ましい順にＡからＤまでの区分を設定しています。区分Ａの書類が提出できない場合は区分Ｂ，Ｃ，Ｄの順に提出可能な書類をご確認ください。
・区分Ｃの書類は直近３か月以内の内容がわかるものをご提出ください。
・区分Ｄの書類は事業内容や経営者，従業者がわかるものをご提出ください。

【離婚調停中の方や DV による避難をしている方】

離婚調停中や裁判中の方

裁判所からの証明書等　（期日通知書等）の提出により，配偶者の書類について省略することができます。（一部例外があります）

配偶者のＤＶによる避難に伴う申込みをご検討の方

女性相談支援センター等の証明書の提出により，配偶者の提出書類を省略できる場合があります。詳しくは市幼児保育課にご相談ください。

※第三者の証明がない離婚協議中の方や，単身赴任により配偶者と別居している方については，別居している配偶者の提出書類も必要になります。（保育料についても，配偶者の税額を加算します）

【書類を記入する際の注意事項】

利用調整（入所審査）は提出された書類の内容に基づいて行います。記載されていない項目は審査に反映することはできません。また，口頭による申出や就労証明書を所定の様式以外の書式で作成された場合も審査の対象になりません。

内容を訂正したいとき

二重線で消し余白に記入してください。消せるボールペン，修正液，修正テープは使用しないでください。

家庭状況申立書兼調査票について

申込日時点の状況を正確に記入してください。特に，祖父母の状況は事前にご本人に確認をお願いします。また，離別とは所在不明や長期間交流がないなど，保育に協力できない状況をいいます。祖父母が離婚や別居をしているだけでは該当しません。

各種提出書類に虚偽の記載が判明した際には，入所の決定は取り消しになります。
なお，入所後に明らかになった場合は，退所になります。
受付した書類は返却できませんので，ご提出の前にご自身でコピーをお願いします。

利用調整（入所審査）について

利用調整（入所審査）とは

利用調整（入所審査）とは，保育所（園）の受入可能な人数を超える申込みがあった場合，各家庭の「児童の保育の必要性・緊急性」について指数化し，それに基づいて優先度を決めることです。

入所の審査方法

優先度が高い順に，入所を決定していきます。希望順や先着順ではありません。

《例》

優先度	児童名	年齢	第１希望	第２希望	第３希望
1	Ａ山　Ａ子	１歳児	Ｃ保育園	Ｄ保育園	**Ｅ保育園**
2	Ｂ川　Ｂ男	１歳児	**Ｅ保育園**	Ｃ保育園	Ｄ保育園

上記の例で Ｅ 保育園のみ空きがあった場合，Ｅ 保育園を第一希望としている Ｂ 川さんではなく，優先度が高い Ａ 山さんの入所が決定します。

このように，希望順よりも優先度の高い方から先に決定していくため，希望する保育所（園）を希望する順にご記入ください。

兄弟姉妹が在園している園を希望した場合

兄弟姉妹がすでに在園している保育所（園）に申込みをする場合，優先度は高くなりますが必ず入所できるわけではありません。他の保育所（園）もご検討いただき，より多くの希望先を記入することをおすすめします。

認可外保育施設（P26 参照）を利用して認可保育所（園）の空き待ちをしている場合

利用調整（入所審査）において，優先度が下がることはありません。

申込児童の指数について

利用調整（入所審査）前に申込児童の指数や希望園での優先度についてお答えすることはできません。

入所保留になった方に限り，利用調整（入所審査）終了後かつ結果発送後であれば，申込児童の指数等の開示申請が可能です。開示を希望する場合は，ご本人確認できる書類（入所保留通知書，運転免許証等）を持参のうえ，市幼児保育課までお越しください。

なお，他の児童の指数につきましては，個人情報となるためお答えすることはできません。

１１～１３ページの選考基準表に基づいて利用調整（入所審査）を行っていますので，ご参照ください。

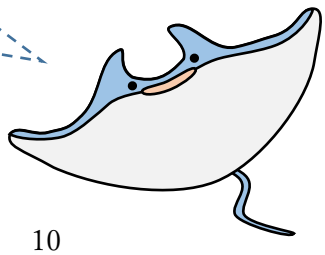

ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和９年４月現在）

表１　基準指数

番号	保護者の状況					基準指数
	類型	細目				
1	就労	外勤・自営業中心者	月１８０時間以上の就労を常態			20
			月１７５時間以上１８０時間未満の就労を常態			19
			月１７０時間以上１７５時間未満の就労を常態			18
			月１６５時間以上１７０時間未満の就労を常態			17
			月１６０時間以上１６５時間未満の就労を常態			16
			月１５０時間以上１６０時間未満の就労を常態			15
			月１４０時間以上１５０時間未満の就労を常態			14
			月１２０時間以上１４０時間未満の就労を常態			13
			月１００時間以上１２０時間未満の就労を常態			12
			月　６４時間以上１００時間未満の就労を常態			11
		自営業協力者（※１）	月１８０時間以上の就労を常態			17
			月１７５時間以上１８０時間未満の就労を常態			16
			月１７０時間以上１７５時間未満の就労を常態			15
			月１６５時間以上１７０時間未満の就労を常態			14
			月１６０時間以上１６５時間未満の就労を常態			13
			月１５０時間以上１６０時間未満の就労を常態			12
			月１４０時間以上１５０時間未満の就労を常態			11
			月１２０時間以上１４０時間未満の就労を常態			10
			月１００時間以上１２０時間未満の就労を常態			9
			月　６４時間以上１００時間未満の就労を常態			8
		内職	月１２０時間以上の就労を常態			10
			月　６４時間以上１２０時間未満の就労を常態			6
2	不存在	死亡，離別，行方不明，拘禁，別居				20
3	出産	予定日含む産前２か月，産後２か月				7
4	疾病障害	疾病	おおむね1か月以上の入院			25
			自宅内療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳１～２級程度	20
					精神障害者保健福祉手帳３級程度	16
					上記以外の程度	13
				一般療養	身動きがとれず安静を要する状態	19
					通院加療のために保育に当たれない場合	16
		障害	身体障害者手帳の交付，または診断を受けている		身体障害者手帳の等級が1級または２級	20
					身体障害者手帳の等級が３級	17
					身体障害者手帳の等級が４級以下	15
			療育手帳の交付を受けている場合		知的障害の程度：マルＡまたはＡである場合	20
					Ｂである場合	17
					Ｃである場合	15
5	看護介護付添	施設内	兄弟姉妹が長期入院しており，常時付添いが必要な場合			25
			保護者が長期入院しており，常時付添いが必要な場合			25
			保護者以外の親族（※２）が長期入院しており，常時付添いが必要な場合			13
		自宅内	同居する親族（※２）の介護に常時あたっているもの（要介護４程度以上）			19
			同居する親族（※２）の介護に常時あたっているもの（要介護１～３程度以上）			15
			同居する親族（※２）の介護に常時あたっているもの（要支援）			10
			同居する心身障害者の介護に常時あたっているもの（心身障害児施設への通園児の付添いを含む）			18
			上記以外で必要とする場合			8
		自宅外	上記以外で必要とする場合			7
6	災害	災害・風水害等により家屋が失われ復旧にあたる場合				20
7	求職活動起業準備	現在無職であり，児童を保育所（園）に入所させ求職活動・起業準備を行うもの（※３）				3
8	就学技能取得	既に就学・技能習得のため，外出を常態	月１６０時間以上の就学を常態			17
			月１４０時間以上１６０時間未満の就学を常態			16
			月１２０時間以上１４０時間未満の就学を常態			14
			月１００時間以上１２０時間未満の就学を常態			13
			月８０時間以上１００時間未満の就学を常態			11
			月６４時間以上８０時間未満の就学を常態			9
9	ＤＶ・虐待	子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第８号に該当する場合				30
その他	未提出	保護者が保育できない状況を証明する書類の未提出				3

表２　補正指数

区分	調整の対象となる特別な事情	補正指数
1	生活保護による生活扶助を受けているとき	7
2	兄弟姉妹が入所中施設への入所を第一希望とするとき，または兄弟姉妹が入所中施設への入所を希望しているが，やむを得ず在園している認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	15
3	新規入所申請児童が同時に２人以上で，同じ施設のみへの入所を希望するとき	3
4	新規入所申請児童が同時に２人以上で，同じ施設のみへの入所を希望するとき（多胎児）	4
5	就学前児の兄弟姉妹を申込みしない(障害児・幼稚園児等を除く)	-5
6	既に兄弟姉妹が別々の認可保育所（園）に入所しており，どちらか片方の在園している認可保育所（園）に転園を希望するとき	10
7	既に市内の認可保育所（園）に入所中で，保育方針が合わないなどの私的な理由で他の保育所（園）に転園を希望するとき	-10
8	在園中の市内認可保育施設の統廃合等に伴い，後継施設以外に転園を希望するとき	20
9	在園中の市内認可外保育施設の統廃合等に伴い，その後継施設とみなされる認可保育所（園）に入所を希望するとき，またはやむを得ず後継施設とみなされる認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき	12
10	既に市内の特定地域型保育を利用中で，その課程終了後，連携園への転園を希望するとき	15
11	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき（就労証明書に基づく）	2
12	保護者が保育できない状況で，認可外保育施設（届出済）・一時預かり・緊急保育を利用しているとき（※４）	5
13	本市在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設に入所中のとき	8
14	障害や疾病等があるもしくはその可能性がある児童について，集団生活が必要であると客観的に認められるとき	5
15	保護者が障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等）を取得していて，就労（見込）または求職活動中のとき	1
16	産休・育児休業明けに伴う職場復帰（就労証明書兼育児休業証明書に基づく）（※５）	5
17	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士,看護師,保健師であり保育体制の確保上必要である場合	20
18	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士,看護師,保健師であり保育体制の確保上必要である場合	20
19	父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長，栄養士，保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	5
20	母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長，栄養士，保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合	5
21	母子・父子世帯	8
22	父母ともに失踪・死亡しているとき	20
23	母子・父子世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居，失踪，行方不明，拘禁）	6
24	市内在住６５歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
25	市内在住６５歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居）	-7
26	市内在住６５歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
27	市内在住６５歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居）	-5
28	市内在住６５歳未満の父方祖父または祖母が週１～２回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
29	市内在住６５歳未満の母方祖父または祖母が週１～２回の就労のため保育の期待ができるとき（同居）	-5
30	市内在住６５歳未満の父方祖父または祖母が週１～２回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3
31	市内在住６５歳未満の母方祖父または祖母が週１～２回の就労のため保育の期待ができるとき（別居）	-3
32	祖父（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※６）	1
33	祖父（父方）が死別・失踪しているとき	2
34	祖母（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※６）	1
35	祖母（父方）が死別・失踪しているとき	2

36	祖父（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※６）	1
37	祖父（母方）が死別・失踪しているとき	2
38	祖母（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※６）	1
39	祖母（母方）が死別・失踪しているとき	2
40	保育所（園）入所申込みの際に，過去に虚偽の申請をしていた場合	-10
41	多子世帯（１８歳未満で未就労が２人）（※７）	1
42	多子世帯（１８歳未満で未就労が３人）（※７）	2
43	多子世帯（１８歳未満で未就労が４人）（※７）	3
44	多子世帯（１８歳未満で未就労が５人以上）（※７）	4

※１　父母が同じ自営業の場合は，一人を「自営業協力者」とします。祖父母のいずれかが自営業中心者で父母が同じ自営業である場合は，父母ともに「自営業協力者」とします。ただし，父母ともに「業務独占資格（その業務に係る専門的資格）」を有する場合は，父母ともに「自営業中心者」とみなします。

※２　親族とは，配偶者，６親等以内の血族及び３親等以内の姻族をいいます。

※３　自営業の場合，会社やお店の運営を確認できる書類の提出がない場合は，「求職活動」とみなします。

※４　父母のいずれか一方が求職活動の場合，加点は行いません。
緊急保育は，利用の最終日の属する月が入所を希望する月の前月又は，前々月の場合のみ対象とします。

※５　育児休業から復帰後の利用調整（入所審査）では加点を行いません。また，区分１２と重複して加点は行いません。

※６　介護施設等とは，特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，介護老人保健施設，グループホーム，ケアハウス，障害者施設をいいます。

※７　１８歳未満は，申請年度の４月１日時点の年齢とします。

＜注意点＞

●市内の園では，市内児童を優先するため，入所人数が定員を超えている場合は，転入予定・兄弟姉妹在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除き，他市町村からの新規での児童受入れは行いません。

●市外児童の利用調整（入所審査）については，市内児童の後に行います。
（転入予定・兄弟姉妹在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除きます。）

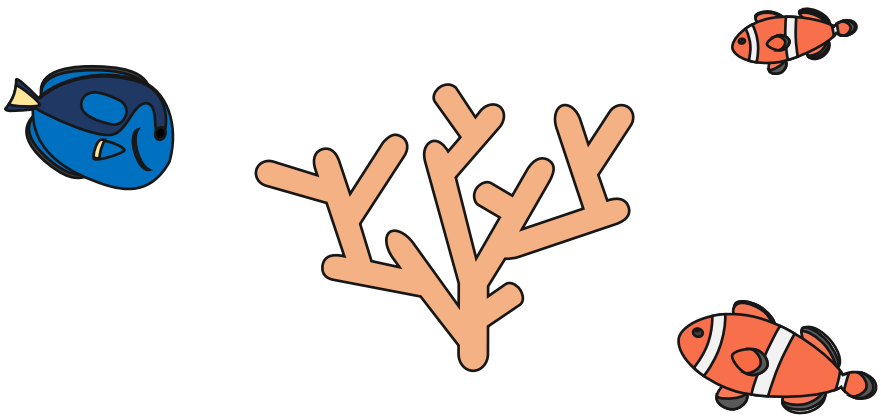

広域入所の手続き

広域入所とは，ひたちなか市外在住の方がひたちなか市の保育所（園）に入所すること又は，ひたちなか市在住の方が市外の保育所（園）に入所することです。

ひたちなか市の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市へ転入予定の方）

※申込時に転入先住所が決まっており，入所希望月の前月末までにひたちなか市へ転入予定の方

申　込　先	ひたちなか市幼児保育課
受付期間	ひたちなか市の受付期間（４，５ページ参照）
必要書類	ひたちなか市の申込書類一式（８，９ページ参照）
注意事項	・入所が決定した場合でも，入所月の前月末日までにひたちなか市への転入が確認できない場合は決定が取り消しになります。

ひたちなか市の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市に転入せず市外から通う方）

※ひたちなか市内に父母いずれかの就労先がある方又は，ひたちなか市内に祖父母宅がある方

申　込　先	お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の保育担当課
受付期間	ひたちなか市の受付期間に間に合うよう，余裕を持ってご提出ください。 ※ひたちなか市の申込受付期間：４，５ページ参照
必要書類	お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の申込書類一式
注意事項	**・ひたちなか市の公立保育所は，入所できません。** ・原則として，市内在住の方の利用調整（入所審査）を行い，受入枠に余裕がある場合に市外の方の入所を決定します。なお，入所人数が定員を満たしている施設には入所できません。 ・ひたちなか市に転入予定がある方で，申込時には転入先の住所が決まっていない場合も同様の申込方法になります。

市外の保育所（園）への入所申込み（ひたちなか市から転出予定の方）

申込方法は転出先市区町村にご確認ください。

市外の保育所（園）への入所申込み（転出せずひたちなか市から通う方）

申　込　先	ひたちなか市幼児保育課
締　切　日	利用を希望する施設がある市区町村の締切日の７日前まで
必要書類	ひたちなか市の申込書類一式（８，９ページ参照）
注意事項	・利用を希望する施設がある市区町村に，以下を確認のうえ，お申込みください。 ①他市区町村から入所を希望する場合の必要条件 ②希望の施設における他市区町村からの利用の可否 ※他市区町村からの利用を受け入れていない施設もあります。 ③申込締切日 ④ひたちなか市の申込書類以外に必要な書類の有無 ・ひたちなか市を含む<u>２市区町村まで</u>併願が可能です。

保育料について

保育料の決定について

毎月の保育料は世帯の市区町村民税所得割課税額等に基づき，年２回算定します。

切　替

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
＜前期分＞ 令和８年度市区町村民税所得割課税額に基づく （令和７年１月～令和７年１２月の収入等で計算）					＜後期分＞ 令和９年度市区町村民税所得割課税額に基づく （令和８年１月～令和８年１２月の収入等で計算）						

○転入者の方・父母のいずれかが市外在住の方：課税（非課税）証明書の提出が必要となる場合があります。

○海外に居住していた方：収入及び控除額等を証明する書類が必要になります。（給与支払証明書等）

※修正申告等により市区町村民税所得割額が変わった場合，保育料が変更になる可能性があります。
市幼児保育課までご連絡ください。

保育料の見方（公立・私立共通）　※次頁の基準額表も一緒にご覧ください。

①入所児童の年齢を確認します。（令和９年４月１日現在の年齢）

※３歳児クラス（R9.4.1 現在３歳）から，保育料は無料です。

②父と母の市区町村民税所得割課税額を合算し，その合計額に当てはまる階層区分を基準額表で確認します。

③入所児童がきょうだいの中で何人目かを確認します。（P.１６〈きょうだいの数え方〉参照）

※保育料の算定基準となる市区町村民税所得割額について

市区町村民税所得割額については，会社員等の方は雇用主から配付される下図の通知書の④の欄をご覧ください。（自営業など通知書が配付されない方は，１月１日に住んでいた市区町村の住民税担当課へお問い合わせください。）父と母の④の額を合算した額が，基準額表中の階層区分の目安になります。

令和９年度保育料徴収基準額表　　令和８年１０月現在

階層区分	世帯の定義			保育料（月額：円）			
				保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児		3歳未満児	
				1人目	2人目	1人目	2人目
第1	生活保護世帯等			0	0	0	0
第2	ア　市区町村民税が非課税の世帯			0	0	0	0
	イ　アに該当する世帯のうちひとり親世帯等(※)			0	0	0	0
第3	ア　市区町村民税の額が均等割の額のみの世帯			9,000	4,500	8,800	4,400
	イ　アに該当する世帯のうちひとり親世帯等			5,000	0	4,900	0
第4	市区町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	ア	48,600円未満	12,000	6,000	11,700	5,850
		イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第5		ア	48,600円以上62,000円未満	18,000	9,000	17,600	8,800
		イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第6		ア	62,000円以上77,101円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
		イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
		ウ	77,101円以上97,000円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
第7			97,000円以上136,000円未満	36,000	18,000	35,300	17,650
第8			136,000円以上169,000円未満	41,000	20,500	40,300	20,150
第9			169,000円以上301,000円未満	53,000	26,500	52,000	26,000
第10			301,000円以上397,000円未満	55,000	27,500	54,000	27,000
第11			397,000円以上	57,000	28,500	55,900	27,950

※ひとり親世帯等とは，母子・父子世帯，同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

＜３～５歳児について＞

・３歳児クラス以上の児童の保育料は無料です。

＜多子世帯への軽減措置＞

・２人目：半額

※第１～第８階層まで：同居の兄姉を年齢順に１人目，２人目と数えます。

第９～第 11 階層まで：小学校就学前の兄姉を年齢順に１人目，２人目と数えます。

《例》家族構成：父，母，小学生，２歳児

第８階層　20,500 円（半額）　　第９階層　53,000 円（満額）

・３人目以降：無料

※階層区分にかかわらず無料です。

階層区分により，２人目のきょうだいの数え方が異なります。

保育料のお支払について

［お支払方法］口座振替

［引　落　日］毎月２８日（金融機関が休みの場合は翌営業日）

※前日までに残高をご確認ください。

入所が決定した方には，後日，保育料預金口座振替依頼書を送付し，提出をご案内します。

口座振替依頼書の提出が締切日までに間に合わなかった場合，納付書でお支払いただく場合があります。

保育料の変更について

保育必要量の変更や家庭状況の変更により保育料の変更がある場合，事実発生日の翌月分から適用となります。

保育料を滞納された場合の対応について

〇督促状・催告書の送付

〇保育所（園）から納付指導

〇申出による児童手当からの保育料の徴収

> 児童手当を受給している保護者が保育料を滞納している場合に，保護者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しています。
> 申出書を提出していただくことにより，保育料の滞納分を児童手当から徴収します。
> なお，申出書を提出した場合でも滞納が発生しない限り，児童手当から徴収することはありません。

〇自宅及び就労先への訪問

〇児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく滞納処分

（給与，不動産，預金等の財産を調査し，差押えをする場合がありますので，必ず期限内に納めてください。）

副食費免除について（３歳児クラス以上）

入所した保育所（園）で給食費（主食費・副食費）を徴収します。

副食費（おかず代，おやつ代等）は，保護者の所得によっては免除になる場合があります。免除対象者には入園後に通知します。

なお，０～２歳児の給食費は保育料に含まれています。

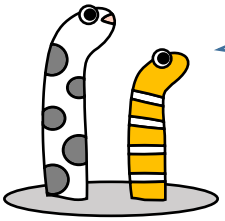

次のいずれかに該当する場合は，副食費が免除になります。

- 市区町村民税所得割額が５７，７００円未満の世帯の児童
  （ひとり親世帯等の場合は，７７，１０１円未満の世帯）
- 小学校就学前の兄姉を年齢順に１人目，２人目と数えていき，３人目以降の児童

入所後の諸手続き　※入所している保育所（園）にも伝えてください

内容	必要書類	備考
退職したとき	○変更申請書兼変更届	退職日から２か月間の求職活動認定になります。保育所（園）の利用時間は，退職した月の翌月より保育短時間になります。求職活動認定期間中に次の就労先の就労証明書を提出できない場合は退所になります。
退職したとき （母の産前産後期間中）	○変更申請書兼変更届 ○妊娠証明書又は母子健康手帳のコピー	上の子が在園していて，下の子の産前産後期間中に退職した場合は，保育が必要な事由は「就労」から「妊娠・出産」へ変更になり，産後２か月で退所になります。
退職したとき （育児休業期間中）	○退所届	家庭保育が可能とみなし，退職した月の末日をもって退所になります。
求職活動により就労先が決まったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	就労開始日の属する月より，就労認定になります。 【例】8/10 から就労開始の場合：８月から就労認定 ８月に認定の変更が生じるため，前月 10 日（7/10）までに必要書類を提出
就労先及び就労時間等が変わったとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書	
就労先が変わったとき （育児休業期間中）	○退所届	上の子が在園していて，下の子の育児休業期間中に転職した場合は，前の就労先を退職した月の末日をもって退所になります。
育児休業を取得したとき	○変更申請書兼変更届 ○就労証明書 （育児休業の取得期間が記載されたもの）	すでに兄姉が在園していて，下の子の出産により育児休業を取得する方については，本来であれば家庭保育が可能とみなし，退所になりますが，保育の継続性を考慮し，育児休業対象児童が，１歳になった年の度末までは兄姉の在園を認めています。 保育所（園）の利用時間は，育児休業開始日の属する月の翌月より保育短時間になります。 母の産後期間後に父が育児休業を取得する場合は，母の育児休業期間と重複する期間であっても，父の就労証明書の提出が必要です。
育児休業から復帰したとき	○変更申請書兼変更届 ○復職証明書	保育所（園）の利用時間は，復帰日の属する月より保育標準時間に変更できます。 【例】8/10 から就労開始の場合：８月から標準時間 ８月に認定の変更が生じるため，前月 10 日（7/10）までに必要書類を提出
家庭状況が変わったとき （婚姻・離婚等）	○変更申請書兼変更届 ○［婚姻］配偶者分の保育できない状況を証明する書類	

内容	必要書類	備考
家庭状況が変わったとき （離婚調停中）	○変更申請書兼変更届 ○裁判所からの証明書等（期日通知書等）	調停期日の属する月の翌月より，児童を養育する方の市区町村民税所得割課税額に基づき保育料等を算定します。 ※届出が遅れた場合，遡及して適用はできません。
家庭保育が可能になったとき	○退所届	
市外へ転出するとき	○退所届	転出月の末日までは本市で保育を実施します。 ※公立保育所に入所している方は，転出後の継続入所はできません。 ※私立保育園に入所している方は，父母の就労先や祖父母宅が本市になければ，継続入所はできません。 継続入所を希望する場合は，転出先の市区町村で再度手続きが必要になります。
転園が決まったとき	○退所届	それまで通っていた保育所（園）は退所になります。転園の辞退はできません。

提出先

市幼児保育課又は保育所（園）

提出期限

○変更申請書兼変更届：原則として変更が生じる月の前月の１０日まで
○退所届：退所する月の 10 日まで

手続きをするうえでの注意点

認定等の変更時期について

認定は月単位で行います。月の途中で変更はできません。

求職活動から就労への認定変更について

すでに就労している場合でも，就労証明書の提出がない場合は認定の変更はできません。

派遣社員として就労する方へ

育児休業明けで申込みの場合，入所月の翌月の１５日までに派遣先で就労を開始する必要があります。派遣先が決まらないなど就労が開始できない場合でも，求職活動への認定変更はできません。

【現況届について】

次年度に引き続き保育所（園）の利用を希望する場合は，年に一度「現況届」の提出が必要です。現況届により，提出日時点における保育の必要性の有無の確認と次年度の利用の可否，保育料等を確認します。

※保育が必要な事由等が確認できない場合や締切りまでに提出がない場合は，退所になりますのでご注意ください。

ひたちなか市の保育所（園）一覧

入所申込みの前に，入所希望の保育所（園）にご連絡のうえ，見学をしてください。

■公立保育所（市外の方は入所できません。）

施設名	つだ保育所		
所在地	津田１９５０－１	電話番号	029－273－5360
開設時間	７：３０～１８：４５	定員	１４０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	満３か月～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	東石川保育所		
所在地	東石川１４７５	電話番号	029－273－7427
開設時間	７：３０～１８：４５	定員	１２０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	満３か月～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	那珂湊第一保育所		
所在地	西十三奉行１３２１４－２	電話番号	029－262－4902
開設時間	７：３０～１８：４５	定員	９０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	満３か月～
短時間	８：３０～１６：３０		

■公立小規模保育所（市外の方は入所できません。）

３歳未満児（３歳になる年度の３月末まで）が対象の保育所です。

施設名	高野いろは保育所		
所在地	高野２１６－１	電話番号	029－212－8832
開設時間	７：３０～１８：４５	定員	１９人
標準時間	７：３０～１８：３０	連携園	東石川保育所
短時間	８：３０～１６：３０	０歳児月齢	満３か月～
※３歳児以降については，連携園の東石川保育所で受け入れています。			

■私立保育園

開設時間は延長時間も含んでいます。延長保育については別途料金がかかる園もありますので，各園にご確認ください。また，「産休明け」は生後５７日以降をいいます。

施設名	勝田保育園　（（宗）日本基督教団勝田教会）		
所在地	東石川３－５－１	電話番号	029－274－0181
開設時間	７：１５～１９：１５	定員	１１０人
標準時間	７：１５～１８：１５	０歳児月齢	満８か月～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	前渡ふたば保育園　（（福）恵心福祉会）		
所在地	馬渡６７４－２	電話番号	029－272－3814
開設時間	７：３０～１９：００	定員	７５人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	つくし学園　（（福）知徳会）		
所在地	馬渡２８９５－２０	電話番号	029－272－5708
開設時間	７：３０～１９：００	定員	１３５人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	はなのわ保育園　（（福）はなのわ学園）		
所在地	西光地１－６－３	電話番号	029－273－0493
開設時間	７：１５～１９：１５	定員	９０人
標準時間	７：１５～１８：１５	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	勝田すみれ保育園　（（福）康和会）		
所在地	枝川２５６０	電話番号	029－273－4530
開設時間	７：３０～１９：００	定員	１００人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	満６か月～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	たんぽぽ保育園　（（福）たんぽぽ福祉会）		
所在地	中根４５０６－１	電話番号	029－273－8242
開設時間	７：１５～１９：１５	定員	100人
標準時間	７：１５～１８：１５	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	たかば保育園　（（福）清心福祉会）		
所在地	高場１６１５	電話番号	029－297－6200
開設時間	７：００～１９：００	定員	３４０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	なかや保育園　（（福）愛友福祉会）		
所在地	佐和６１２－３	電話番号	029－285－4808
開設時間	７：００～１９：００	定員	１３０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	勝田あすなろ保育園　（（福）くすのき会）		
所在地	武田９０１－２	電話番号	029－274－7767
開設時間	７：００～２０：００	定員	２２０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	９：００～１７：００		

施設名	清心保育園　（（福）清心福祉会）		
所在地	高野１７８２－５	電話番号	029－202－0300
開設時間	７：００～１９：００	定員	２７０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	堀川保育園　（（福）敬朋福祉会）		
所在地	八幡町５－１４	電話番号	029－263－5321
開設時間	７：３０～１９：００	定員	２００人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	平磯保育園　（（福）平磯保育園）		
所在地	平磯町 5042	電話番号	029－229－1105
開設時間	７：００～１９：００	定員	１３５人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	湊保育園　（（福）芳愛福祉会）		
所在地	湊中央１－７－１７	電話番号	029－262－3950
開設時間	７：３０～１９：００	定員	５４人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	満３か月～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	柳沢保育園　（（福）潮福祉会）		
所在地	柳沢４５４－３	電話番号	029－263－5800
開設時間	７：３０～１９：００	定員	１１０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	野いちご保育園　（（福）たんぽぽ福祉会）		
所在地	大成町１２－２	電話番号	029－354－0150
開設時間	７：３０～１９：００	定員	８０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	**金上保育園**　（（福）潮福祉会）		
所在地	金上１２３５－１	電話番号	029－219－5130
開設時間	７：００～１９：００	定員	９０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	９：００～１７：００		

施設名	**海の子保育園**　（（福）平磯保育園）		
所在地	磯崎町４６２５－１０	電話番号	029－219－6818
開設時間	７：００～１９：００	定員	９０人
標準時間	７：００～１８：００	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

施設名	**おーくす佐野保育園**　（（福）オークス・ウェルフェア）		
所在地	稲田６０６－１	電話番号	029－285－0133
開設時間	７：３０～２０：００	定員	１２０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：００～１６：００		

施設名	**あずみの森保育園**　（（福）悠心会）		
所在地	中根３３２７－３	電話番号	029－352－2080
開設時間	７：３０～１９：３０	定員	１２０人
標準時間	７：３０～１８：３０	０歳児月齢	産休明け～
短時間	８：３０～１６：３０		

保育所（園）は，児童が多くの時間を過ごす場所であり，児童の命を預ける大切な場所です。お申込みの前に，児童を連れて必ず見学しましょう。

▼保育所（園）ホームページのリンク集を掲載しています。
保育所（園）の詳細につきましては，各園のホームページをご覧ください。

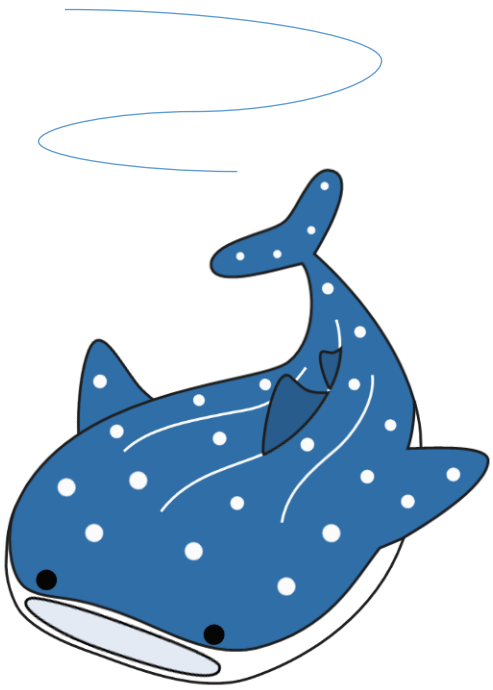

保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧

令和８年 10 月現在

各保育所（園）で料金や利用条件，利用方法などが異なります。詳細は各保育所（園）に直接お問い合

区分	保育所（園）名	保護者会費	給食費（3歳以上）	利用者負担	送迎バス	園児服	延長保育	一時預かり
公立保育所	つだ保育所	500円	4,500円（主食持参）	絵本代			～18:45	12か月～
	東石川保育所	500円	4,500円（主食持参）	絵本代			～18:45	
	那珂湊第一保育所	500円	4,500円（主食持参）	絵本代			～18:45	
小	高野いろは保育所	500円	―	絵本代			～18:45	
私立保育園	勝田保育園	500円	5,100円（主食持参）	絵本代，教材費，行事費 卒園費用，その他運営にかかる費用			～19:15	
	前渡ふたば保育園	500円	5,000円（主食持参）	絵本代，教材費，卒園費用		4 歳児～	～19:00	
	つくし学園	400円	5,000円（主食持参）	絵本代，教材費 その他運営にかかる費用		3 歳児～	～19:00	1歳児～
	はなのわ保育園	300円	6,000円	絵本代			～19:15	1歳児～
	勝田すみれ保育園	無し	6,000円	卒園費用，消耗品費		3 歳児～	～19:00	
	たんぽぽ保育園	800 円	6,000円	絵本代			～19:15	12か月～
	たかば保育園	500円	6,600円	絵本代，教材費，おむつ代 卒園費用，その他運営にかかる費用	△ ｺｰｽ限定		～19:00	1歳児～
	なかや保育園	600円	6,000円	絵本代，教材費 おむつ代		3 歳児～	～19:00	12か月～
	勝田あすなろ保育園	600円	6,800円	絵本代，教材費 行事費，卒園費用	△ ｺｰｽ限定	2 歳児～	～20:00	12か月～
	清心保育園	500円	6,600円	絵本代，教材費，おむつ代 卒園費用，その他運営にかかる費用	△ ｺｰｽ限定		～19:00	
	堀川保育園	600円	4,800円（主食持参）	絵本代，教材費，卒園費用 その他運営にかかる費用	△ ｺｰｽ限定	3 歳児～	～19:00	12か月～
	平磯保育園	500円	6,500円	絵本代，おむつ代 その他運営にかかる費用	△ ｺｰｽ限定	3 歳児～	～19:00	産休明け～
	湊保育園	500円	6,000円	絵本代，行事費			～19:00	
	柳沢保育園	0～3歳児500円 4～5歳児600円	6,500円	絵本代，教材費 その他運営にかかる費用		2歳児～	～19:00	
	野いちご保育園	500円	6,000円	絵本代，教材費			～19:00	
	金上保育園	600円	6,500円	絵本代，おむつ代			～19:00	6 か月～
	海の子保育園	500円	6,500円	絵本代 その他運営にかかる費用	○		～19:00	産休明け～
	おーくす佐野保育園	500円	7,500円	絵本代，行事費 その他運営にかかる費用		3 歳児～	～20:00	離乳食完了後～
	あずみの森保育園	500円	6,800円	絵本代，行事費，卒園費用 その他運営にかかる費用		3 歳児～	～19:30	
他	ふぁみりこ	―	―	―	―	―	―	4 か月～

わせください。

緊急保育	病後児保育等	休日保育	子育て支援センター
	体調不良児		○ ※佐野幼稚園
○	病後児保育		
○	体調不良児		
	体調不良児		
	体調不良児		
	体調不良児		○
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児		○
			○
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児		
	体調不良児		○
	病後児保育 体調不良児	○	
	体調不良児		
	体調不良児		○
	体調不良児		△
	体調不良児	○	○
	病後児保育 体調不良児	○ R13.3.31終了	○
	体調不良児		
		○ 一時預かり	○

■保護者会費・利用者負担

年齢に応じた教材費や行事等にかかる経費があります。費用は保育所（園）により異なります。

■給食費（３歳以上）

３歳以上児については，給食費がかかります。（３歳未満児は保育料に含まれます。）

主食持参の保育所（園）は，副食（おかず）のみ提供され，主食（ごはんやパン）は家庭から持参します。それ以外の園は，主食と副食が提供されます。

■送迎バス

利用を希望する方は，バス代を支払い利用することができます。利用条件等は各保育所（園）により異なります。

■園児服

保育園指定の園児服が必要になります。また，記載がない保育所（園）でも体操服や帽子などが必要になります。

■延長保育

保育時間（11 時間又は８時間）を超えて保育所（園）利用できます。利用料金や延長時間は各保育所（園）により異なります。

■一時預かり

保護者の就労や病気，冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により，一時的に家庭保育が困難な場合に利用できます。

■緊急保育

保護者の病気，出産，事故，災害等のやむを得ない理由により，緊急的に家庭保育が困難な場合に利用できます。

■病後児保育等（看護師が配置されています）

・病後児保育：保護者が就労などの理由により，病気回復期にある児童を一時的に家庭保育が困難な場合に利用できます。入所児童以外も利用できます。

・体調不良児保育：保育中に体調不良になった児童の対応を行います。入所児童以外は利用できません。

■休日保育

保護者の就労形態により，日曜日や国民の祝日等においても保育が必要な場合に利用できます。

■子育て支援センター

保護者と児童が気軽に集い，相互交流を図る場を提供し，育児相談・情報提供・助言等を行います。

○：常設型　　△：非常設型

その他の保育サービス等のご案内

下記の施設の利用方法・利用料等については，各施設にお問い合わせください。

■認可外保育施設

認可外保育施設とは，認可保育所（園）などのように，児童福祉法に基づいた認可を受けていない保育施設のことです。認可保育所（園）とは設備や運営に関する基準が一部異なります。なお，児童の安全や適切な保育内容を確保するため，国の指針「認可外保育施設指導監督基準」に沿ってひたちなか市が指導・監督を行っています。

市毛フレンド保育園	市毛８３３－１	２７４－３７４１
ベルワンキッズ保育園	東大島１－３－３	２７１－３０３９
やす託児所	東石川３－２０－５	２１２－８８４８
グローバルキッズインターナショナルスクールひたちなか校	笹野町 2－2－26　東和ビル１階	３５２－２３３５
フロイデキンダーガルテン ひたちなか	足崎１４７４－４９３	２１２－５８３３

■企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは，企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置・運営する保育施設のことです。認可外保育施設に分類されますが，国の助成を受けており、認可保育所（園）と同程度の基準を満たしています。従業員の児童のための「従業員枠」と従業員以外の児童も入所可能な「地域枠」があります。

心羽ナーサリー高場 （（福）清心福祉会）	高場１２５０－１	２９７－６２００
はたらくママ保育園ぴよぴよ （（株）保育サポートメイツ・いばらき）	勝田泉町６－１６	２１２－７２８６
託児所　こどもの庭 （（福）森田記念会）	高野２４５１－１	２１２－３０２１
心羽ルネサンスキッズ （（有）清心学園）	高場１５９５－２６	２９７－６２００
こきあの森保育園 （（株）ＫＪ不動産開発）	新光町３８ テクノセンターＢ棟１階	２６４－２２３３

■ファミリーサポートセンター

子育ての支援を受けたい方（利用会員）とお手伝いをしてくださる方（協力会員）による地域住民同士の相互援助サービスです。（子どもを預かるサービスもあります。）サービスを利用（有料）するには，事前に会員登録が必要です。

ひたちなか市 ファミリーサポートセンター	西大島３－１６－１（総合福祉センター内）	２７４－５１３５

■病児保育

就労等をしている保護者が，児童の病気により自宅での看病等を必要とする場合，児童を一時的にお預かりします。

病児保育室まりんルーム	釈迦町１－３４　（遊座医院）	２１９－５３１３
しろやぎさんのポシェット （相互利用提携施設）	那珂市竹之内 3－2－3 （那珂キッズクリニック小児科）	２１２－５６３０
フロイデキンダーガルテン ひたちなか	足崎１４７４－４９３	２１２－５８３３

その他ご不明な点がありましたら，市幼児保育課までお問い合わせください。

市内保育所（園）・幼稚園　所在地マップ

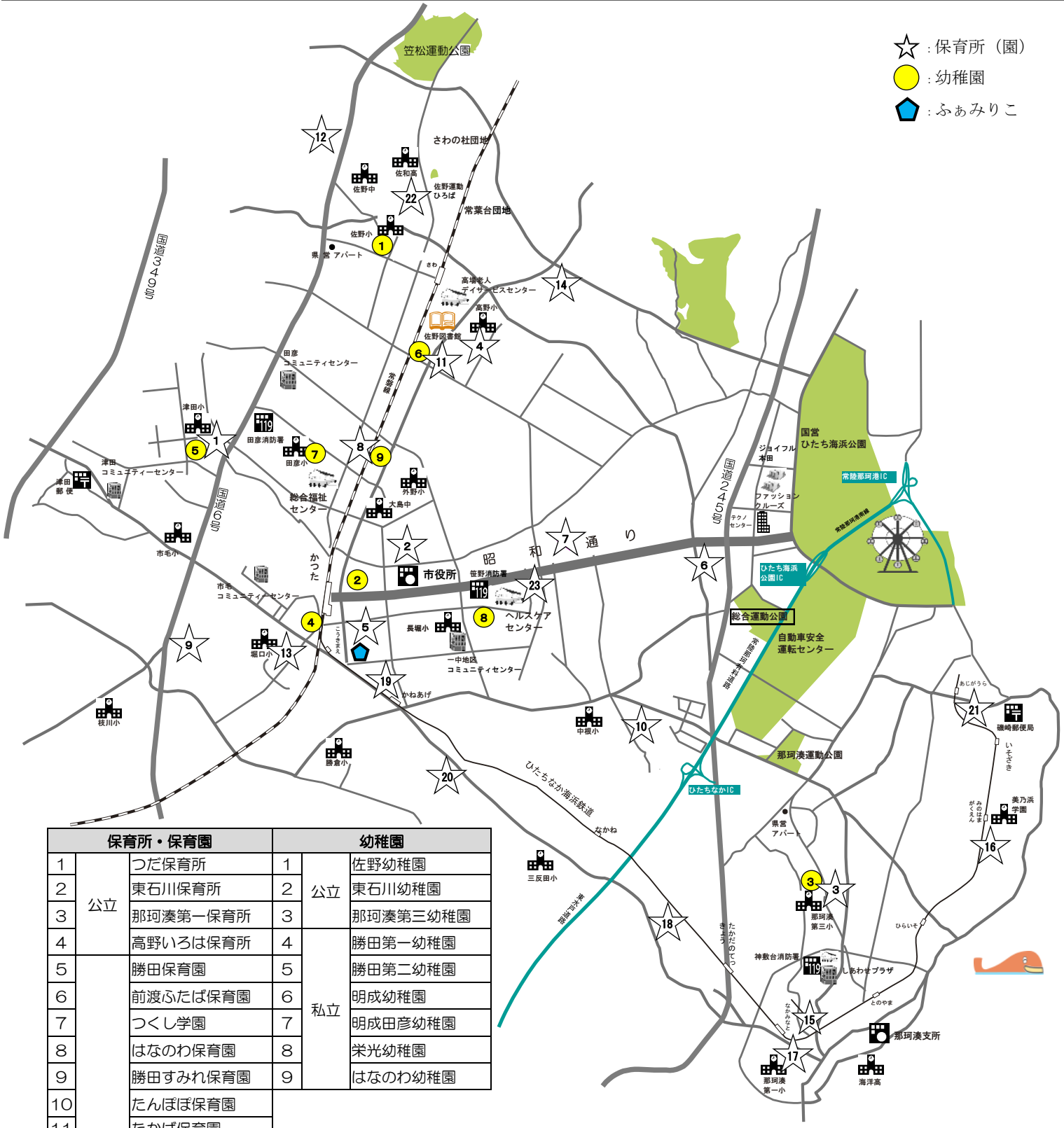

保育所・保育園			幼稚園		
1	公立	つだ保育所	1	公立	佐野幼稚園
2		東石川保育所	2		東石川幼稚園
3		那珂湊第一保育所	3		那珂湊第三幼稚園
4		高野いろは保育所	4	私立	勝田第一幼稚園
5	私立	勝田保育園	5		勝田第二幼稚園
6		前渡ふたば保育園	6		明成幼稚園
7		つくし学園	7		明成田彦幼稚園
8		はなのわ保育園	8		栄光幼稚園
9		勝田すみれ保育園	9		はなのわ幼稚園
10		たんぽぽ保育園			
11		たかば保育園			
12		なかや保育園			
13		勝田あすなろ保育園			
14		清心保育園			
15		堀川保育園			
16		平磯保育園			
17		湊保育園			
18		柳沢保育園			
19		野いちご保育園			
20		金上保育園			
21		海の子保育園			
22		おーくす佐野保育園			
23		あずみの森保育園			